

知的財産を巡る多国間交渉 ～ジュネーブでの状況～

在ジュネーブ国際機関日本政府代表部 一等書記官 夏目 健一郎

1. 国連欧州本部

2008年5月24日（土）午前3：30、国連欧州本部。5時間半後、午前9：00からの会合再開に備え会合が一時休止されたため、筆者は議場を一旦後にした。深夜まで議論が及んだ会合は、WIPOでもなければ、WTOのTRIPSでもなく、WHO（世界保健機関）である。5月19日から開催されていたWHO総会において知的財産も議題に取り上げられ、議論が白熱して連日夜中まで交渉をしていたのであるが、会期終了を前にして残り時間が限られてきたため、日付が変わっても議論が続くという事態であった。WHOといえば公衆衛生、保健であり、知的財産とはあまり縁がないというイメージがあるかもしれないが、知的財産が議論される場合は拡大の一途であり、今やWHOもその例外ではない。

かつては知的財産の多国間交渉の国際舞台といえばWIPO、WTOといったところが定番であったが、昨今はこれらにとどまらず色々な場で知的財産が議論されている。また日米欧三極協力や最近では各種の二国間などの経済連携協定、自由貿易協定においても知的財産に特化した議論が行われている。このように知的財産に関する国際的議論は世界各国、機関で行われているが、スイスのジュネーブにはWIPO、WTOという知的財産に関連の深い国際機関が存在することもあり、知的財産関連の多国間の議論が日常的に行われている。

筆者はジュネーブ代表部に勤務しジュネーブにおける多国間交渉・議論に参加する機会を得たため、その

多国間交渉の状況をご紹介させていただきたい。各交渉の詳細を網羅的に解説することはページの制限もさることながら、筆者の能力の範囲を超えるので、ここでは雰囲気伝えることができればと考える。

なお、本稿は筆者の個人的見解であり、外務省、経済産業省、特許庁を始めとする日本政府関係部局の見解ではなく、また、誤りがあればそれは全て筆者の責によるものである。

2. ジュネーブ代表部

世界各国には在外公館として大使館、領事館があることはご存じであろう。大使館とは基本的に各国の首都に設置され、当該国に対し日本を代表するものである。例えば、ワシントンにある日本大使館は、米国に対して日本政府を代表して米国政府と対応する。

一方、大使館とは異なり、在外公館には代表部と呼ばれるものもある。大使館が設置される当該「国」に対して日本政府を代表するのに対し、代表部は「国際機関」に対して日本政府を代表するものである。筆者が勤務するジュネーブ代表部は、ジュネーブにある各種国際機関（国連欧州本部、WIPO、WHO、ITU、WTO等々¹⁾）に対して日本政府を代表し、正式には在ジュネーブ国際機関日本政府代表部という。一般にはジュネーブ代表部、縮めて寿府代²⁾と称されることもある。

国際機関に対して日本政府を代表するため、代表部

1) 軍縮会議を除く。軍縮会議に対しては、軍縮会議日本政府代表部という在外公館が別途設置されている（ただし、ジュネーブ代表部と建物は同じである。）

2) ジュネーブを「寿府」と漢字で表記し、寿府代は「じゅふだい」と読まれる。

設置国の政府と1：1で交渉をするのではなく、国際機関において多くの国々が集まる中で多国間の交渉に参加することが通常業務である。したがって、代表部の自分の机に向かっている時間よりも、WIPO、WTOといった国際機関の会議場や、他国代表部での交渉に向いている時間が多く、足で稼ぐ外回り、といったところである。

筆者はWIPO及びWTO / TRIPS関連事項のうち著作権を除く部分を担当しているが、特許庁からの出向者であり知的財産に関するバックグラウンドがあることもあり、他の国際機関で知的財産の議論がなされる場合には駆り出される場合も珍しくなく、いわば知財担当とでもいえよう。



ジュネーブ代表部

3. WIPO

知的財産に関する国際機関と言えまづWIPO (World Intellectual Property Organization) を思い浮かべる方が多いのではないか。WIPOは機関名にIntellectual Propertyを含み正に知的財産のための国際機関である。特許、商標、意匠、著作権をはじめそのカバー範囲は多岐に渡る。WIPOホームページにはどのような会合が開催されるのかが分かるカレンダー³⁾があり、これを見るときに多くの会合が開催されているかが分かる⁴⁾。

(1) 特許

特許制度の調和、といったテーマの議論であればWIPOが最も適切な場であることは論を待たないであろう。実際に特許制度の調和に向けた議論はWIPOにおいてすでに30年以上行われていることになる。1985年にいわゆる特許法条約の検討を開始したものの、米国が先発明主義に固執し、条約成立には至らなかった。その後、特許に関する常設委員会 (Standing Committee of the Law of Patents : SCP) において議論が行われ、国際約束としては2000年に手続面に焦点を絞った形の特許法条約 (Patent Law Treaty : PLT) として成立した。PLT成立後、実体的な制度調和を目指すべくSCPにおいて議論が行われてきた (PLTに対して実体 (Substantive) を付してSPLTと称される)。

SCPにおける実体特許法条約 (SPLT) の議論においては、実体審査に関連の深い項目 ((1) 先行技術の定義、(2) グレースピリオド、(3) 新規性、(4) 非自明性・進歩性) から優先的に調和をすべきとする日米を中心とする先進国と、途上国の関心事 ((遺伝資源等の) 出所開示、事前の情報に基づく同意⁵⁾ PICと利



WIPO

3) <http://www.wipo.int/meetings/en/>。本ページから各月の主要会議予定を参照できる。

4) これらの公式会合の他には、各種非公式会合、地域グループ間会合などが随時開催される。

5) 事前の情報に基づく合意 : PIC : Prior Informed Consent。遺伝資源や伝統的知識を利用するに際して、遺伝資源、伝統的知識の所有者と利用者の間で当該利用に先立って取り交わされる合意。生物多様性条約第15条第5項には遺伝資源の取得に関する場合が規定されている。

(生物多様性条約第15条第5項 : 5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする。)

益配分⁶⁾等)⁷⁾も含めた項目をも扱うべきとする途上国との対立が深まり、2006年には会合自体が開催できないという事態に陥った。WIPO総会議長⁸⁾をも巻き込んで事態の打開のために非公式協議が開催されるなどして、最終的に特許制度を議論するための包括的レポートをWIPO事務局が作成し、当該包括的レポートをベースに議論をして、今後の方向性の決定に資することとされた。そして、2008年6月ようやく議論が再開された。事務局作成の包括的レポート⁹⁾は、本文88ページ、付録138ページという大部のものであったが、2008年6月の第12回SCP会合においては、各論に関する詳細な議論が行われたわけではなく、この包括的レポートも踏まえて今後の議論の方向性が議論されたに留まった。その議論の方向性も、(1) 特許情報普及、(2) 特許対象からの例外及び権利の制限、(3) 特許と標準、(4) 依頼人-代理人間の秘匿特権について更に議論を深めるといったものであり¹⁰⁾、これらの項目について議論が深まれば即、特許制度調和が実現するという項目ではない。もちろん先進国にしてみれば、先述の実体審査に関連の深い4項目の議論を深めることが優先事項ではあるが、これらの項目を主張したとたんに、途上国も同様に出所開示等を主張し、結局2006年に議論が行き止まりになってしまったときと同じ状況になってしまう。したがって、ある意味、先進国、途上国どちらにとっても満足できるものではないが、議論すること自体は妨げられないというところで何とか議論を継続する形を維持しているという状況である。つまり、特許制度の調和を巡るWIPOの状況は依然として平坦な道ではない。

なお、WIPOではないが、特許制度の調和を目指しては、(WIPOにおける議論が進展しないことに業を煮やして) 先進国間で独自に議論を行っている¹¹⁾。こちら

はWIPOのように遺伝資源等の盛り込みを主張する勢力との対立構造はなく、(1) 先行技術の定義、(2) グレースピリオド、(3) 新規性、(4) 非自明性・進歩性の優先4項目について精力的に議論が行われてきている。しかしながら、先進国間においてもこれらの項目について完全な合意に至っているわけではなく、一層の議論の深化が望まれるところである。

(2) 遺伝資源等

特許に代表されるこれまでの知的財産はいわば先進国の知的財産とでも称することができたかもしれないが、バイオ・パイヤシーという表現がよく使われるようになったことにも見られるとおり、遺伝資源に代表される新たな途上国の知的財産とも言える分野において途上国は活発な動きをしている。

WIPOにおいては、2000年のWIPO総会において、遺伝資源に対する取り組みを議論するために遺伝資源等政府間会合を新たに設立することが合意され¹²⁾、2001年5月に第1回の遺伝資源等政府間会合が開催され、現在まで12回の会合が開催されている。議論は大きく、遺伝資源、伝統的知識、フォークロアという3つの分野に分けられるが、それぞれにおいて詳細な議論が展開されているものの、議論にはまだ開きがあり、収束には至っていない。

遺伝資源等政府間会合においては、遺伝資源、伝統的知識、フォークロアを有する国々はこれらを知的財産として保護することを主張しており、これらを保護するための新たな国際約束の成立を求めている¹³⁾。特に遺伝資源に関しては、遺伝資源等を利用した発明に関する特許の出願書類において、当該遺伝資源等の出

6) 利益配分：遺伝資源へのアクセスを付して、Access and Benefit Sharing (ABS) と称されることもある。生物多様性条約第1条には「この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。」と規定されている。

7) (1) 開発と柔軟性に関する政策スペース、(2) 特許対象の例外、(3) 特許権の例外、(4) 反競争的行為、(5) 出所開示、PICと利益配分、(6) 特許の有効性に対する効果的な異議申立手段、(7) 十分な開示、(8) 技術移転、(9) 技術革新を促進させる他のモデル

8) WIPO総会の議長は、ジュネーブの代表部の大使が務めることが通例で、2006年当時はマナロ・フィリピン代表部大使が議長を務めた。通常2年間議長を務めることとなっており、マナロ大使の後、2007-08年はナイジェリアのウホモイビ大使が務めている。

9) WIPO文書：SCP/12/3/Rev.

10) WIPO文書：SCP/12/4 第8パラグラフ (c)

11) http://www.jpo.go.jp/index/wpo_wto_trip_a_pes.htm, http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/sensinkoku_meeting_gaiyou.htmなど参照

12) WIPO文書：WO/GA/26/10 第71パラグラフ

13) 具体的な条文素案は作業文書として存在する。WIPO文書：WIPO/GRTKF/IC/9/4 (フォークロア)、WIPO/GRTKF/IC/9/5 (伝統的知識)

所開示を義務化することを求めている。

これに対して日本を含む先進国は、遺伝資源、伝統的知識、フォークロアについて、そもそも定義もはっきりしていないため、何を保護すべきか、どのように保護することが適切なのかという具体的議論が困難として、まずはこれらの議論のベースになる現状分析をすることが必要としており、ここでも先進国と途上国の意見の隔りがある。

遺伝資源に関しては、日本は、バイオ・パイラシーのような問題解決のためには、論点は二つに分けられるとし、具体的には(1) 誤った特許付与の問題、(2) CBD遵守の問題に分けて考えるべきと主張している。第1の誤った特許付与の問題については、遺伝資源に関するデータベースを構築することにより当該遺伝資源に関して誤った特許が付与されることを防止することができるなどの具体的提案を行うなど議論に積極的な貢献をしている¹⁴⁾。また第2のCBD遵守の問題は、出所開示というような特許制度の中での対応が本当に適切なのか、幅広い観点からの検討が必要であるとしている。

(3) 開発アジェンダ

「開発」は今やあらゆる国際機関においてキーワードである。WIPOもその例外ではない。2004年、ブラジル、アルゼンチン等が「開発フレンズ」として、WIPOは一層開発問題に積極的に取り組むべきとしてWIPOの「開発アジェンダ」策定を提案し¹⁵⁾、開発アジェンダに関する会期間政府間会合(IIM: inter-sessional intergovernmental meetings)の開催に合意した¹⁶⁾。3回のIIM会合を経て、2006年から議論は「開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会」(PCDA: Provisional Committee on Proposals related to a WIPO

Development Agenda)に引き継がれた。PCDAで検討されることとされた提案は全部で111項目に上った¹⁷⁾。これらには、技術支援、技術移転、キャパシティービルディングなど広範な内容を含んでいる¹⁸⁾。PCDAにおいて集中的に議論をして最終的に45項目に整理統合されて合意に至った。そしてこれら45項目の提案を実施するために、「開発と知的財産に関する委員会」(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)が常設委員会として新たに設立された。現在は、CDIPにおいて議論が行われている¹⁹⁾。

4. WTO

(1) WTO交渉(ドーハラウンド)

ウルグアイラウンドの結果としてWTOが設立され、貿易の文脈で知的財産の国際約束としてTRIPS協定が盛り込まれるに至った。そして2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議でドーハ閣僚宣言²⁰⁾(以下、「ドーハ宣言」)を採択し、ドーハラウンドと呼ばれる交渉がスタートした。

WTO交渉の主戦場は農業、非農産品ではあるが、知的財産に関する項目も交渉の対象になっている。

WTO交渉の特徴は、農業、非農産品²¹⁾、サービス、知的財産等の各分野でそれぞれ交渉を行うのであるが、その交渉の最終結果については、一括受諾²²⁾というスタイルを取っていることである。つまり、特定の分野のみにおいて結果を受け入れることは許されず、全分野の交渉結果を一括してパッケージで受け入れる必要がある。したがって、個別項目の論理のみではなく、最終的には個々の分野での理屈を超えて、例えば農業で成果を得るために知的財産で譲歩する、という交渉

14) WIPO文書: WIPO/GRTKF/IC/9/13 (本件問題について包括的に議論している), WIPO/GRTKF/IC/11/11

15) WIPO文書: WO/GA/31/11, WO/GA/31/11 Add., 12, 13 及び14

16) WIPO文書: WO/GA/31/15 第218パラグラフ

17) WIPO文書: PCDA/1/6 ANNEX I

18) これら111項目は、提案されたものをまずは全て取り入れたものであり、中にはWIPO設立条約を改正するというような野心的なものも含まれていた。

19) 2008/09年WIPO予算においては、開発関連予算は約16%の増額である。WIPO文書: WIPO/PBC/12/3, TABLE II (Program 3)

20) WTO文書: WT/MIN (01) /DEC/1

21) Non-Agricultural Market Access (非農産品市場アクセス) 頭文字を取ってNAMAと標記され、そのまま読み下して「ナマ」と発音される。農業はAgricultureを省略してAg. (アグ) と発音される。WTO関係者の間で、「アグナマ」といえば、農業、非農産品の交渉を指すことになる。どの世界にもその世界にのみ通用する用語があるが、典型的な一例である。

22) single undertaking: シングルアンダーテイキングと呼ばれ、SUTと略されることもある。



WTO

上の駆け引きが行われる余地が発生する。

TRIPSの世界における交渉についてドーハ宣言を見てもらいたい（関連部分を末尾に掲載する）。ドーハ宣言自体は10ページ57パラグラフからなる文書である。TRIPSというタイトルのパラグラフは第17-19パラグラフである。

第17パラグラフはいわゆる医薬品アクセスに関するものであり、これに関しては別の閣僚宣言²³⁾が採択されTRIPS協定改正に至った²⁴⁾。

第18パラグラフは地理的表示に関するものである。地理的表示に関する論点は二つに分けることができる。

第1はぶどう酒（ワイン）及び蒸留酒（スピリッツ）の地理的表示（Geographical Indications：GI）の通報及び登録に関する多国間の制度に関するものである。通常、（ワイン・スピリッツのGIに関する）多国間通報登録制度と称される。ドーハ宣言第18パラグラフの前段においては、当該制度の設立に関して交渉する（negotiate）との文言が用いられており、多国間通報登録制度はWTOの今次ラウンドの交渉項目であることが

分かる。そもそも多国間通報登録制度はTRIPS協定第23条第4項において、交渉することが予め盛り込まれているいわゆるビルト・イン・アジェンダ（built-in agenda）であり、交渉の対象であること自体については関係者間では異論はない²⁵⁾。

第2は、地理的表示の追加的保護のワイン・スピリッツ以外への産品拡大である。地理的表示の保護は、商品の原産地を公衆に誤認させるような表示について、これを防止するような法的手段を整えることが必要であるが、ワイン・スピリッツについては公衆の誤認が要件とされていない。つまり、イタリア・パルマ地方以外で生産されたハムに、「パルマハム風ハム（日本産）」と表示した場合に、公衆が誤認しないのであれば当該表示をすることができるとする余地があるが、ワイン・スピリッツでは例え公衆の誤認がなくても、地理的表示を用いることを防止する必要がある。このようにワイン・スピリッツは地理的表示の中でもとりわけ強い保護（追加的保護）の対象となっているが、この追加的保護をワイン・スピリッツのみならず他の産品にも拡大するか否か、という論点である。

第19パラグラフはTRIPS協定の実施をTRIPS理事会で検討するとして、とりわけTRIPS協定とCBD（生物多様性条約）、伝統的知識及びフォークロアとの関係について検討するとしている。

(2) 地理的表示の多国間通報登録制度

WTO交渉で唯一、一括受諾の対象であることに争いが無い論点である。ドーハ宣言第18パラグラフ及び香港閣僚宣言²⁶⁾（以下、「香港宣言」）第29パラグラフが関連箇所である。交渉はTRIPS理事会通常会合とは別に

23) WTO文書：WT/MIN (01) /DEC/2。最終的にTRIPS協定改正（TRIPS協定第31条の2の追加）という形で結実した（2005年12月8日。WT/L/641）。WTO体制になって初のWTO協定改正である。本件に関する詳細は、福田聡「外務省における知財関連の取り組みについて」特技懇 No.242 pp.49-60、拙稿「医薬品アクセス問題について」特技懇 No.232 pp.29-39参照

24) 我が国は2007年8月31日に受諾。9番目の受諾国。（http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/amendment_e.htm）

25) 細かい点であるが、TRIPS協定第23条はワイン及びスピリッツの地理的表示により手厚い追加的保護を与えることを規定するものであるが、第3項及び（多国間通報登録制度に関する）第4項については、その適用がワインに限られており、スピリッツは対象とされていない。しかし、今次ドーハラウンドの交渉においては、ドーハ宣言第18パラグラフ前段においてもワイン及びスピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度の設立について交渉することに合意（we agree to negotiate the establishment of a multilateral system of notification and registration of geographical indications for wines and spirits...）、と明示されており、ワインのみではなくスピリッツも多国間通報登録制度の対象とされている。

26) WTO文書：WT/MIN (05) /DEC

TRIPS理事会特別会合という場を設けて行われている。しかし、どのような多国間通報登録制度とするかについては、依然として意見に隔たりがある。

ごく単純化すれば、法的拘束力の強い制度を目指すECの提案と、負担の軽い制度を目指す日米豪等の提案がテーブルに載っているものの、両勢力が合意するポイントがいまだ見出されていないという状況である。

(i) 日米等共同提案²⁷⁾

日米等共同提案（以下、「共同提案」）は、加盟国に負担が軽い制度を提案している。多国間通報登録制度への参加は任意として、参加するか否かは加盟国自身が判断できる自由度をもたせている。参加各国はワイン・スピリッツに関するGIを通報して、当該通報されたGIはデータベースに登録される。加盟国は当該データベースを参照し、自国での保護の判断に資する。例えば、商標審査において当該データベースを参照することにより、GIを含む商標出願の審査に資することができる。

(ii) EC提案²⁸⁾

EC提案は、共同提案とは異なり、参加は原則全加盟国である。加盟国からGIが通報されると当該GIは登録されることになる。登録されたGIに関して、加盟国各国は18ヶ月の異議申立期間を有し、異議がある場合は異議を申し立てることができる。異議を申し立てない加盟国に関しては、当該通報されたGIを当該加盟国でGIとして保護する必要が発生する。そして、異議を申し立てなかった場合には、当該GIについては、幾つかの点²⁹⁾については、反証不可能としている。つまり、本件通報登録制度に登録されたことにより加盟国各国で一定の法的効果が自動的に発生することになる。

なお、参加国について、最近ECは世界の貿易に一定以上の割合を占める国々は参加国となる、という言い方もしているが、どの程度の貿易量で線引きをするのかについてEC側は明らかにしていない。異議申立については、加盟国各国からの批判が多かったこともあり、その後、異議申し立て期間を無期限にするとしている。また、反証不可能な点についても、批判が大きく、反

TRIPS交渉 (GIの通報登録制度)

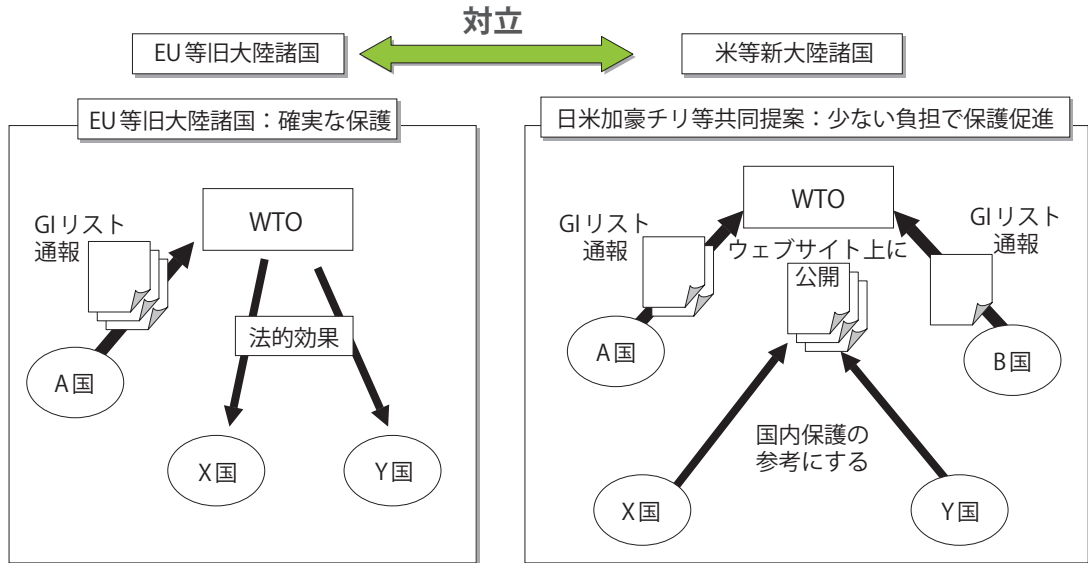


図1

27) WTO文書: TN/IP/W/10/Rev.1 (共同提案国は、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ニカラグア、パラグアイ、台湾、米)
 28) WTO文書: TN/IP/W/11
 29) TRIPS22.1 (TRIPS協定上のGIの定義に合致するか否か)、TRIPS22.4及びTRIPS24.6 (一般名称)。異議申立期間後は、これらの規定との整合性を理由として、GIを拒絶することはできないとするもの。(WTO文書: TN/IP/W/11, ANNEX 第4パラグラフなど)

証可能な推定へと修正の意向を示している。これら参加国の緩和、異議申立の撤廃³⁰⁾、反証不可能から反証可能な推定への転換については、ECは口頭ではそのような意向を示すに留まり、公式文書の形では示していないが、TRIPS理事会特別会合の議長による議論の現状を報告する報告書³¹⁾においては、ECのこのような考えを踏まえて議論の概要を報告している。

これらの二つの提案以外に両者の中間点を探ることを目指して香港提案³²⁾も提案されている。しかしながら、香港提案で関係者が合意するという状況にはなっていない。

それでは、地理的表示の多国間通報登録制度の議論でどのように意見の隔たりがあるのかの片鱗を見てみたい。

(iii) GI保護「促進」のため

TRIPS協定第23条第4項は、地理的表示の保護を促進する (facilitate) ため多国間通報登録制度の交渉を行うと規定している。どのような制度がGI保護を促進する (facilitate) のであろうか。

共同提案側は、通報登録されたGIをデータベース化することにより、当該データベースを参照すれば登録されたGIについての情報をワンストップで得ることができ、GI保護を促進するとしている。例えば商標審査等においてデータベースを参照することにより、GIが含まれる商標が誤って登録されることを防止することにより、GI保護が促進されることになる。

これに対してEC提案側は、共同提案のデータベースは単なるデータベースに過ぎず、これではGI保護を促進するには十分ではないとし、法的効果を持った制度こそがGI保護を促進するものとしている。

これに対して更に、EC提案は、GI登録の効果として加盟国各国で強制的にGIを保護することを求めており、

これは促進を超えて保護を増加させることであるとの反論を受けている。

どこまでが促進でどこからが促進を超えるのか、議論はまだ収束していない。

(iv) 対象産品

共同提案では対象産品は、ワイン及びスピリッツ限定である。一方、EC提案においては、必ずしもワイン及びスピリッツに限定されていない。しかし、そもそも本件交渉のマンデートは「ワイン及びスピリッツ」に関する多国間通報登録制度の設立の交渉であり、ワイン及びスピリッツ以外の産品を対象とすることは交渉のマンデート外であるとの批判も共同提案支持国は行っている。

ECが通報登録制度の対象産品をワイン及びスピリッツに限定しないのは、GIの追加的保護の対象産品を拡大したいというEC自身（加盟国）の意向を踏まえてのものではあるが、更にGI追加的保護の産品拡大を支持する各国を味方につける狙いもあると考えられる。

(v) 参加

共同提案においては、参加は加盟国にとって任意である。多国間通報登録制度が設立された後に参加するか否かはあくまで加盟国各国の判断による自由度を持たせるべきであるとの立場である。

一方、EC提案においては、原則WTO全加盟国が参加である。世界貿易に占める割合が一定以上の加盟国との柔軟性を示していることは先述の通りであるが、世界貿易とは、ワイン及びスピリッツの世界貿易なのかあらゆる貿易を考慮するのか、どの程度の割合で線引きを行うのかは明確ではない。TRIPS協定第24条第4項では、multilateral systemを設立すると規定しており、多数国間の通報登録制度が必要であり、WTO協定はそもそもWTO全加盟国に遵守義務があるため、全加盟国が参加する制度の設立が求められていると解するべき

30) 異議申立については、当初提案(TN/IP/W/11)においては、通報登録されたGIについて、異議を有する加盟国は、通報元の加盟国と二国間交渉を行うとされていたが、新たなアイデアでは、異議申立はいつでもできるとしつつ、当該異議申立は国内裁判管轄権においてとしており、当初提案のように国際段階での異議申立手続を念頭においているものではないと考えられる。

31) WTO文書：TN/IP/18

32) WTO文書：TN/IP/W/8。全くの余談であるが、当該香港提案が初めて示された2003年4月末のTRIPS理事会特別会合では、本来は首都から然るべきレベルが出張し、提案を提示する予定であったと思われるが、丁度SARSが発生した時期に重なり、香港提案は結局若手の担当者が提示することになり、緊張した声で発言していたことが印象に残る。

とのものである。

これに対しては、TRIPS協定第24条第4項は、concerning the establishment of a multilateral system ... in those Members participating in the system (当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について)と規定しており、当該制度に参加する、という表現があることは当該制度に参加しない場合もあり得ることを意味するため、全加盟国が参加する制度である必要はなく、より柔軟な制度が望ましく、参加は任意であるべきとの意見が示されている。

参加が任意か強制かという点についても、議論は収束していない。

(vi) 法的効果

共同提案においては、商標とGIの保護の判断に際して、参加国はデータベースを参照する、また制度に参加しない非参加国に関してはデータベースの参照も義務ではない。

一方、EC提案においては、通報登録されたGIデータベースを参照することはもちろんであるが、参加国に関しては一定の反証可能な推定を働かせるとしている。具体的には、TRIPS協定第22条第1項 (TRIPS協定上のGIの定義)、TRIPS協定第24条第6項 (一般名称) 及びTRIPS協定第22条第4項 (商品の原産地を真正に示すが、他の領域を原産地とすると公衆に誤解させるか否か) については、TRIPS協定整合的であるとの推定を働かせる、そして当該推定は反証が可能 (すなわち立証責任がGIの権利を主張する側から、相手側に転換される) とするものである。

例えば、ECの加盟国Aから、GIが通報され登録された場合に、本件通報登録制度の参加国 (原則全加盟国: 例えば加盟国B) において、当該GIはTRIPS協定上のGIの定義に合致するとの推定がなされることになり、当該GIの権利を主張する者はGIの定義についてのTRIPS協定整合性を立証する責を負わず、当該GIが定義に合致しないことを主張する側 (例えば、当該GIを含むような商標の関係者であって、当該GIはTRIPS協定上のGIの

定義に合致しないため、当該商標出願は当該GIとの関係では拒絶されるべきではないと考える側) に立証責任が転換されることになる。

この点については、そもそも (GIの) 保護を享受しようとするのであれば、当該保護による利益を享受するGI保護を主張する側が立証責任を負うべきである、(国際約束の解釈 (GIの定義の解釈) 権限は当該国際約束の締約国自身が有するものであり) 属地主義が原則の知的財産権に関して自国以外での判断 (GIの定義に合致している) に基づいて自国の法的効果に影響が直接与えられることは受け入れられないといった強い反論がなされている。

そして、法的効果に関しても意見の収束は得られていない。

最近では、2008年4月にTRIPS理事会特別会合公式会合が、それ以外にも非公式協議、少数国協議などが断続的に開催されてきたが、本件に関してはまだ合意が得られておらず、引き続き議論が継続している³³⁾。

(3) 地理的表示の追加的保護の対象産品拡大

ドーハ宣言第18パラグラフ後段は、GIの追加的保護の対象産品拡大について言及している。そして、その議論はTRIPS理事会通常会合でドーハ宣言第12パラグラフに従い行くとされている。ここでドーハ宣言第12パラグラフに目を向けると、これは未解決の実施問題³⁴⁾に関するものである。第12パラグラフは手続に関して、(a) ドーハ宣言自身で特定の交渉マンデートが与えられているものについては当該マンデートの下で検討される、(b) その他については、関連するWTO機関 (知的財産であればTRIPS理事会) において優先的に検討され、貿易交渉委員会 (TNC: Trade Negotiation Committee) に報告される、とされている。ドーハ宣言第18パラグラフ後段には、GI拡大に関して特定の交渉マンデートを与える旨の明示はない。したがって、GI拡大については、(b) に該当すると思われる。したがって、TRIPS理事会において議論がされることになる。実際には、優先的に議論をして

33) WTO文書: TN/IP/18

34) WTO文書: WT/MIN (01) /17 の脚注2において参照されるJob (01) /152/Rev.1。(注: Job文書は一般公開されていない。) 当該文書において、TRIPS関連の未解決実施問題として、GI拡大、TRIPSとCBDの関係も盛り込まれている。

TNCに報告するために、事務局長の友人としての事務局次長が加盟国と協議を行うという形式を取っており、TRIPS関連の未解決の実施問題はヨークサWTO事務局次長の下で協議を行っている。また、香港宣言第39パラグラフにおいてもドーハ宣言第12パラグラフ (b) の未解決実施問題としての言及がある。

EC、スイス等欧州諸国及びインド等一部途上国は、ワイン・スピリッツ以外の製品の地理的表示の保護が不十分であるとして、追加的保護の製品制限の撤廃を主張。EC諸国においては、チーズ、ハム等の産品を有するイタリア、スペイン等は強い関心を有しており、インド (例:バスマティ米)、中国 (例:茶)、タイ (例:シルク) 等ワイン・スピリッツ以外の産品を有する各国はGI拡大を主張している。また、そもそもGI拡大は今次交渉の対象であるとも主張している。

米、加、豪等新大陸諸国は、多数の地理的表示を有している一部の諸国だけに利益があり、追加的保護拡大に伴う負担が大きいとして、これに反対。またGI拡大はドーハラウンド交渉の対象ではないとしている。確かに、GI拡大は、GI通報登録制度のようにTRIPS理事会「特別」会合において議論が行われているものではないため、少なくともGI通報登録制度のように交渉項目である旨の合意はないことになる。

我が国は、拡大に伴う負担や長所、短所を関係各省で検討中であり、中立的立場である。

本項目についても、両者の対立が大きく、大きな議論の進展は見られていない。最近では、GI拡大とTRIPS / CBDの両者をリンクさせ、両者は同様に交渉されるべきという意見もある (ブラジル、インド等)。

(4) TRIPSとCBDの関係

TRIPS協定第27条第3項 (b) は特許の対象としなくても良いものを限定列挙する規定の一つであるが、バイオ関連に関しては何を特許の対象としなくても良いのか、特許の対象とするべきか (TRIPS協定27条第3項 (b) は動植物を特許の対象としなくても良いとしている) には意見の相違もあり、バイオテクノロジーの発

展もあり、本規定はWTO協定効力発生の日から4年後 (1999年) から見直しがされることになっている、(GI通報登録制度と並んで) もう一つのビルト・イン・アジェンダである (ただし、ラウンド交渉の対象であると明示されているわけではない)。

生物多様性条約 (CBD: Convention on Biological Diversity) の第1条は (i) 「生物の多様性の保全」、(ii) 「その構成要素の持続可能な利用」、(iii) 「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」を実現することを目的とすると規定している。第3番目の利益の配分については、条約レベルでは具体的にどのように実現するかまでは規定していない³⁵⁾。

バイオテクノロジーに関連したTRIPS協定の見直し、CBDで求められている利益配分に関連して途上国は特許制度に目をつけた。WIPOにおける議論と同様に、特許出願に遺伝資源等の出所開示を義務化するというものである³⁶⁾。この提案は遺伝資源を有するブラジル、インド、タイ、ペルーといった途上国を中心に数多くの国の支持を得ており、先進国と対立している。

(5) TRIPS案件のリンク論

WTO交渉におけるTRIPSを巡る交渉、議論はこれらのGI通報登録制度、GI拡大、TRIPS / CBDが大きな論点であるが、いずれも議論は収束しておらず、また意見の隔たりも依然として大きい。

GI拡大反対派や遺伝資源出所開示反対派からしてみれば、議論が収束しなくても現状に変化はないため致命的というまでではない。一方、GI拡大推進派や出所開示推進派にとっては議論が収束せず前に進まないのでは話にならない。そこでGI拡大推進派、出所開示推進派は結託して両者はいずれもTRIPSの未解決実施問題であり両者は互いにリンクしているため並列に扱うべき、つまりいずれも交渉すべきと主張し始めた。両者をリンクさせることにより、出所開示推進派にしてみれば、GI拡大推進派ではあるものの出所開示には深いこだわりがない (反対ではない) 勢力を取り込み賛同国を増やし、GI拡大推進派は逆に出所開示推進派で

35) CBDの枠組みでは「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」が存在するが (<http://www.cbd.int/abs/bonn.shtml>, <http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>)、法的拘束力はない。

36) WTO文書: WT/GC/W/564/Rev.1, TN/C/W/41/Rev.1

はあるもののGI拡大には深いこだわりがない（反対ではない）勢力を取り込み賛同国を増やすことにより、結果として声を大きくしている。更には、GI通報登録制度もリンクさせ、これら3つの項目はすべて並列に交渉のテーブルに乗せるべきという主張も行っている³⁷⁾。

(6) WTO閣僚会議

7月21日から非公式閣僚会議がジュネーブで開催されたが、残念ながら、最終的な合意には至らなかった。農業、非農産品という主要論点の議論に並行して、TRIPS関連事項も高級事務レベルで議論を重ねてきたが、農業、非農産品での合意が得られない状況下においてはTRIPS分野においても最終的な合意には至らなかった。しかし、ドーハラウンド交渉自体は引き続き継続し、TRIPS関連事項についても今後更なる検討が行われていくことになる。

5. WHO

(1) 政府間作業部会 (IGWG) 設立

WTOにおいて、2001年に医薬品アクセスに関する閣僚宣言³⁸⁾が発出され、本件に対する対応策が検討され、2003年に義務免除に関する一般理事会決定³⁹⁾がなされ、2005年には更にTRIPS協定の改正がなされた⁴⁰⁾。

時期を重ねて、WHOにおいて、加盟国は2003年5月のWHO総会において知的財産権、イノベーション及び公衆衛生の関係について検討するための時限的組織を設立することに合意した（WHO決議WHA56.27）。本

件決議に基づき、2004年2月にCIPIH（"Commission on Intellectual Property Rights, Innovation and Public Health" 知的財産権、イノベーション、公衆衛生に関する委員会）が設立された。この委員会は、途上国に影響を与えている疾病に対する医薬品開発のための資金提供・インセンティブ（知的財産権の役割を含む）等について議論することが求められ⁴¹⁾、2005年12月、報告書が提出された⁴²⁾。

2006年5月のWHO総会では、当該報告書の勧告を踏まえ、途上国の疾病に対する新薬開発等の研究開発を促進することを目的とした世界戦略と行動計画を策定するため、政府間作業部会（IGWG⁴³⁾：Intergovernmental Working Group On Public Health, Innovation And Intellectual Property）を設置すること、2年後（2008年）のWHO総会に当該戦略・行動計画を提出すること等を内容とする決議が採択された⁴⁴⁾。

(2) IGWGでの議論

IGWGにおいては、これまで3回の大きな議論がなされ、かなりの部分については合意が得られたが⁴⁵⁾、結局世界戦略について全ての項目について合意を得るには至らず、2008年5月のWHO総会においてその未合意項目について最終的な合意を目指し議論がなされることとされた。また、行動計画については、その全てについて合意することは現実的ではないため、世界戦略の各項目について行動主体（stakeholder）が誰なのか（WHOなのか、加盟国なのか、他の国際機関なのか、産業界なのか、それらの組み合わせなのか等）を議論することとされた。

37) TN/C/W/52, WT/GC/W/591, TN/C/W/50 第10パラグラフ

38) WTO文書：WT/MIN (01) /DEC/2

39) WTO文書：WT/L/540 and Corr.1

40) 脚注23, 24参照

41) WHO決議：WHA56.27, 2 (2) パラグラフ (... collect data and proposals from the different actors involved and produce an analysis of intellectual property rights, innovation, and public health, including the question of appropriate funding and incentive mechanisms for the creation of new medicines and other products against diseases that disproportionately affect developing countries...)

42) 報告書全文は<http://www.who.int/intellectualproperty/report/en/index.html>にてアクセス可能。

43) IGWGは、「アイ・ジー・ダブリュー・ジー」と発音される場合もあるが、関係者の間では無理やり読み下して「イグウィグ」、「イグイグ」と発音されることもある。

44) WHO決議：WHA59.24

45) 第1回IGWG会合2006年12月、第2回IGWG会合2007年11月、第2回IGWG再開会合2008年4月。本来IGWGは二回会合を開催することとされていたため、2007年11月の会合で時間が足りなくなった際に、第3回会合を追加するのではなく、第2回会合を一時中断して、次の会合を第2回会合再開会合と称することにより、外形上会合は当初計画どおり2回ということにしたという経緯がある。



WHO

(3) WHO総会、今後

2008年5月のWHO総会では、IGWGでの積み残しの議論をするために、総会2日目(5/20)からドラフティンググループを立ち上げて別途集中的に議論が行われた⁴⁶⁾。ドラフティンググループでは、米をはじめとして我が国も含めた先進国グループと、ブラジル、インド、タイ等の途上国グループが激しく対立した。

具体的には例えば、「健康の権利は(あらゆる場合において)商業的利益に優先する」といった提案があった。当然のことながら、そのような提案は全く受け入れられないという強い反発があり「公衆衛生の目的と貿易の関心は適切にバランスを取り調整されるべき」という中間案も示されたものの、最終的には(健康の権利は(あらゆる場合において)商業的利益に優先するという提案が受け入れられないのであれば、バランスを取り調整されるべきというよりは、そもそも何も無い方が良く、という意味において)パラグラフ自体を削除することとされたが、その結論に至るまでの議論に要する労力は甚大である。

他にも、意見の対立が大きかった項目としては、(今後の)貿易協定においてはTRIPS以上の規定は盛り込まない、途上国における技術移転を促進する、公衆衛生の観点を考慮しつつ高品質の特許を推進するために特許性の基準を如何に適切に適用するかに関する特許

審査基準の策定、などWHOの活動として適当なのかも含めて検討が必要と思われるような提案が種々盛り込まれており、ドラフティンググループの議論は難航した。

そのような状況であったので、ドラフティンググループは、3日目(5/21)、4日目(5/22)は深夜12時まで、5日目(5/23)には冒頭に記したとおり深夜3時半まで、6日目(5/24(土曜))も午前9時から昼食時間帯もつぶして午後まで議論を行う結果になった。最終的には大部分については意見の収束が得られた。しかし、どうしても合意が得られない部分については、ドラフティンググループの議長もこれ以上の調整は困難⁴⁷⁾として、総会本体の委員会(A委員会)に上げることとされた⁴⁸⁾。

A委員会においては、議長の強い促しもあり、世界戦略については全て合意が得られたが、行動計画については合意不能として、一部未合意の部分を残した形で決議に添付するという異例の形で総会全体会合に上げることとされた。

総会全体会合では、決議文に関してブラジル、米間で意見が対立して一時緊迫した雰囲気になった。そこに割って入ったのがマーガレット・チャンWHO事務局長であった。チャン事務局長はそれまで議場に同席していたものの、事務局側ということもあり発言はしていなかったが、この緊迫した場面で、「自分はWHO



国連欧州本部

46) WHO文書：A61/9

47) ドラフティンググループの議長は、関係者は1インチたりとも動けない状況であると議論の膠着振りを表現した。

48) A委員会に未合意のまま持ち込まれた論点は、世界戦略のうち、公衆衛生と商業的利益の関係(A61/9パラグラフ18)、競争政策に関するもの(A/61/9パラグラフ40(6.3)(f))及び行動計画の行動主体の一部であった。

事務局長として、これ以上決議文の修文を追求しなくても、この世界戦略を踏まえて何をしなければならないかは分かっている。必要以上のことは行わないし、必要以下のことも行わない。については自分を信頼して欲しい。」という趣旨の発言をして、見事に加盟国間の妥協を引き出した⁴⁹⁾。最終的に、総会決議WHA61.21⁵⁰⁾として合意された。

6. 交渉の日々

こうしてみると、ジュネーブでの知的財産を巡る議論は対立ばかりでなかなか成果が得られないのではないかと感じるかもしれない。確かに本稿で紹介させていただいた論点は意見が対立している論点が大部分であるが、そのような案件ばかりではない。

本稿では紹介できなかったが、例えばWIPOではPCT、分類、商標、意匠などの技術的な議論を行う場において、専門的、建設的な議論が行われ、規則の改定に合意し、分類の改訂に合意するなど数々の成果が上げられている。

他方で、政策論、政治的背景があるといった論点に関しては、一筋縄では行かない場合が多いことも事実であり、現場では本稿でご紹介したようななかなかまとまりを見せない交渉が展開されているという現実もある。

これらの交渉の現場に身を置いて興味深いことは、特に欧米文化においては、意見が異なる相手とも議論を重ねるといった態度である。真っ向から対立しているような相手とはそもそも話もしたくないし、話しても無駄だと思いがちであるが（そのような躊躇があるのは筆者だけかもしれないが）、ジュネーブで交渉する外交官たちは、対立する相手とも激しく議論を戦わせる。したがって、議場ではかなり厳しい発言が飛び交うことも珍しくない。しかし、一旦、会議が終了し、個人として話してみると意外に面白い人物、いい人ということも少なくない。お互い自国の国益をしょって交渉しているわけであるから、意見が対立して当たり前。

でもそれは議場のことであり、議場外には持ち込まない、という紳士協定とでも言えようか。

そして筆者もジュネーブでの交渉担当者の一人としてご多分に漏れず、会議が始まる前は「元気？ 調子はどう？」などとお互い微笑みながら握手をしつつ、会議が始まると「(相手の) そのような主張には説得されない」と発言し、関係者が合意できる落としどころを目指して今日も交渉するわけである。

【参考】

WTO文書へのアクセス

WTO文書は、WTOのホームページ (Documents Online) (http://docsonline.wto.org/gen_home.asp?language=1&_1=1) からアクセスできる。文書番号が分かれば、シンプルサーチのページ http://docsonline.wto.org/gen_search.asp?searchmode=simple に行き、Document symbolの欄に文書番号 (例: WT/MIN (01) /DEC/1、TN/IP/W/10) を入力すれば直接アクセスできる。

WIPO文書へのアクセス

WIPO文書は、WIPOのホームページ (Search Meetings and Documents) (<http://www.wipo.int/meetings/en/archive.jsp>) からアクセスできる。文書番号が分かれば、Document Codeの欄に文書番号 (例: WO/GA/26/10) を入力すればアクセスできる。

TRIPS協定第23条第4項

In order to facilitate the protection of geographical indications for wines, negotiations shall be undertaken in the Council for TRIPS concerning the establishment of a multilateral system of notification and registration of geographical indications for wines eligible for protection in those Members participating in the system.

49) 実際には、チャン事務局長の発言を受けて米が修正案を取り下げる形で合意が成立したのであるが、本来意思決定は（事務局ではなく）加盟国が行うべきであるため、チャン事務局長のこの発言は事務局として加盟国の意思決定権限を侵すギリギリの絶妙なものであったと思われる。

50) http://www.who.int/gb/ebwha/pdf_files/A61/A61_R21-en.pdf

(ぶどう酒の地理的表示の保護を促進するため、ぶどう酒の地理的表示の通報及び登録に関する多数国間の制度であって、当該制度に参加する加盟国において保護されるぶどう酒の地理的表示を対象とするものの設立について、貿易関連知的所有権理事会において交渉を行う。)

ドーハ閣僚宣言 (WT/MIN (01) /DEC/1) 抜粋

WORK PROGRAMME

IMPLEMENTATION-RELATED ISSUES AND CONCERNS

12. We attach the utmost importance to the implementation-related issues and concerns raised by Members and are determined to find appropriate solutions to them. In this connection, and having regard to the General Council Decisions of 3 May and 15 December 2000, we further adopt the Decision on Implementation-Related Issues and Concerns in document WT/MIN(01)/17 to address a number of implementation problems faced by Members. We agree that negotiations on outstanding implementation issues shall be an integral part of the Work Programme we are establishing, and that agreements reached at an early stage in these negotiations shall be treated in accordance with the provisions of paragraph 47 below. In this regard, we shall proceed as follows: (a) where we provide a specific negotiating mandate in this Declaration, the relevant implementation issues shall be addressed under that mandate; (b) the other outstanding implementation issues shall be addressed as a matter of priority by the relevant WTO bodies, which shall report to the Trade Negotiations Committee, established under paragraph 46 below, by the end of 2002 for appropriate action.

TRADE-RELATED ASPECTS OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS

17. We stress the importance we attach to implementation and interpretation of the Agreement

on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS Agreement) in a manner supportive of public health, by promoting both access to existing medicines and research and development into new medicines and, in this connection, are adopting a separate Declaration.

18. With a view to completing the work started in the Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (Council for TRIPS) on the implementation of Article 23.4, we agree to negotiate the establishment of a multilateral system of notification and registration of geographical indications for wines and spirits by the Fifth Session of the Ministerial Conference. We note that issues related to the extension of the protection of geographical indications provided for in Article 23 to products other than wines and spirits will be addressed in the Council for TRIPS pursuant to paragraph 12 of this Declaration.

19. We instruct the Council for TRIPS, in pursuing its work programme including under the review of Article 27.3(b), the review of the implementation of the TRIPS Agreement under Article 71.1 and the work foreseen pursuant to paragraph 12 of this Declaration, to examine, inter alia, the relationship between the TRIPS Agreement and the Convention on Biological Diversity, the protection of traditional knowledge and folklore, and other relevant new developments raised by Members pursuant to Article 71.1. In undertaking this work, the TRIPS Council shall be guided by the objectives and principles set out in Articles 7 and 8 of the TRIPS Agreement and shall take fully into account the development dimension.

香港閣僚宣言 (WT/MIN (05) /DEC) 抜粋

29. We take note of the report of the Chairman of the Special Session of the Council for TRIPS setting out the progress in the negotiations on the establishment of a multilateral system of notification and

registration of geographical indications for wines and spirits, as mandated in Article 23.4 of the TRIPS Agreement and paragraph 18 of the Doha Ministerial Declaration, contained in document TN/IP/14, and agree to intensify these negotiations in order to complete them within the overall time-frame for the conclusion of the negotiations that were foreseen in the Doha Ministerial Declaration.

39. We reiterate the instruction in the Decision adopted by the General Council on 1 August 2004 to the TNC, negotiating bodies and other WTO bodies concerned to redouble their efforts to find appropriate solutions as a priority to outstanding implementation-related issues. We take note of the work undertaken by the Director-General in his consultative process on all outstanding implementation issues under paragraph 12(b) of the Doha Ministerial Declaration, including on issues related to the extension of the protection of geographical indications provided for in Article 23 of the TRIPS Agreement to products other than wines and spirits and those related to the relationship between the TRIPS Agreement and the Convention on Biological Diversity. We request the Director-General, without prejudice to the positions of Members, to intensify his consultative process on all outstanding implementation issues under paragraph 12(b), if need be by appointing Chairpersons of concerned WTO bodies as his Friends and/or by holding dedicated consultations. The Director-General shall report to each regular meeting of the TNC and the General Council. The Council shall review progress and take any appropriate action no later than 31 July 2006.

profile

夏目 健一郎 (なつめ けんいちろう)

映像機器/テレビジョン、情報処理/記憶管理の特許審査室、カリフォルニア工科大学、国際課、総務課企画調査室、技術調査課(現在の企画調査課)、外務省経済局国際機関第一課(現在の国際貿易課)、調整課審査基準室を経て、2006年6月から現職